

平成 28 年度 部活動顧問の決定に際してのお願い

_____ 学校長 様

本校における平成 28 年度の部活動顧問の決定に際して、次の通りに要求します。

私は、下の 内の ①～④ のうち、_____ の通りに希望します。部活動顧問の決定に際しましては、希望通りになりますよう、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

職員名 _____

- ① 部活動の顧問になることをお断りします。
- ② 部活動の顧問をお引き受けいたしますが、勤務時間内のみの指導とさせていただきます。
- ③ 部活動の顧問をお引き受けいたしますが、メインの指導者の立場としてではなく、あくまでお手伝いの立場で部活動に関わらせていただきます。
- ④ 私の 希望する部活動 に限り、部活動の顧問をお引き受けいたします。

希望する部活動… _____

※「教育職員の給与等に関する特別措置法 第 5 条」による読み替え後の「労働基準法 第 33 条 第 3 項」と、「教育職員の給与等に関する特別措置法 第 6 条」の政令によって定められた時間外勤務を命じる場合の基準（超勤 4 項目）から、部活動の指導が勤務時間外に行われている以上、管理職が職員に部活動の顧問を職務命令したり実質的に強要したりすることは、法令違反および不当な職務命令となる可能性があります。

このことから、管理職は法令遵守の精神にのっとり、該当職員が上記①～④から選択した希望を受理することが望ましいと言えます。

部活動に関する職務命令の可否に係る法令について

▼教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法) 第6条 と 超勤4項目▼

教職調整額の4%が給与に加算されているからといって、管理職は職員の勤務時間外に残業を命じることはできません。管理職が職員の勤務時間外に残業を命じることができる場合は、4つの項目に限られています。これは、給特法の第6条によって定められています。(次の「 」内の太字は同法の第6条から抜粋)

「**教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。**」

【政令で定める基準(超勤4項目)】

- イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ハ 職員会議に関する業務
- ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合
その他やむを得ない場合に必要な業務

勤務時間後の部活動は、上記のイ～ニの4項目にあてはまりませんので、管理職は職員に勤務時間後の部活動の指導を命じることはできません。

▼校長が職員に「部活動の顧問を命じる」という職務命令を行った場合▼

部活動の指導が勤務時間外に行われているという実態が常態化している以上、管理職が職員に対して「部活動の顧問を職務命令すること」は、必然的に「部活動の指導を残業として命令すること」と同じ意味をもつこととなります。この考え方は、労働に関する訴訟で用いられる「黙示の残業命令」という概念に基づいています。このことから、管理職が職員に対して「部活動の顧問を職務命令するという行為」は、給特法の趣旨に反し、政令によって定められた基準(いわゆる超勤4項目)に抵触するため、法令違反および不当な職務命令とみなされる可能性があります。

法令遵守の精神、平成26年11月に施行された過労死等防止対策推進法の趣旨、職員のワークライフバランスを守るといった観点などから鑑みても、部活動の指導が勤務時間外に行われているという実態が常態化している以上、管理職が職員に「部活動の顧問を職務命令する」という行為は問題です。

一例として、平成27年の名古屋高裁における労災訴訟(最高裁は上告を棄却)では、『勤務時間後の職員の残業は、職員が自主的に行ったことである。管理職が命令したことではない。』という主張は認められない。」と判断されました。この労災訴訟では、「黙示の残業命令」が「包括的職務命令」という名称で認められ、「職員への部活動の顧問の命令=職員への残業の命令」と判断されました。

校長との交渉 & 会話の流れ 一問一答形式

～あたり前の土日の休息を勝ち取るために～

部活の負担を減らすためには、下の 内の①～⑤の方法があります。

- ① 部活動の顧問拒否
- ② 勤務時間外の部活動の指導拒否
- ③ 運動部の顧問は拒否（文化部の顧問を希望）
- ④ 主顧問は拒否（副顧問になる）
- ⑤ やりたい部活動以外の顧問は拒否（自分がやりたい部活動の顧問になる）

まずは、ご自身の価値観や職場の環境などから考えて、上記の①～⑤のどの方法で部活の負担を軽くするのかを選ぶと良いと思います。

上記の①～⑤のいずれかを実現し、部活の負担を減らしたり希望の部活を指導したりするためには、**校長との交渉**が必要になることが多いと思います。

校長と交渉では、**理論武装**をしていかないとはいくめられてしまいます。理論武装として、**次の2点**の法的な知識を理解すれば問題ないと思います。

▼超勤4項目▼

校長は教員に残業を命じることはできない。例外として、職員会議、修学旅行などの行事、実習、緊急事態の4項目のみ、残業の命令ができる。

⇒つまり、**校長は教員に勤務時間外に部活の指導を命令することはできない。**

▼黙示の残業命令▼

明らかに勤務時間内に終わらない仕事を命令されたとき、それは**残業を命令されたことと等しい**ということ。労働の訴訟で用いられる概念。

⇒**校長の『部活の顧問をせよ』という命令は、土日や放課後などの勤務時間外の残業を命令することとなり、超勤4項目違反になる可能性が高い。**

次のページ以降で、校長のセリフに対しての『一問一答』を紹介します。十分なシミュレーションが、交渉に勝つコツです。過激な返答や長文による返答もありますが、それらはご自身のキャラや目的に合わせて、アレンジしたり一部分だけを使うなどされると良いと思います。

★結論から先に言うと、校長と会話をしていって、最終的に下の □ 内の会話をすることになります。校長に対する、あなたの赤字のセリフや用語が、最後に勝負を決める『必殺の一言』となると思います。

あなた『部活動の顧問は、職務命令ですか？それともお願いですか？』

パターン1

校長 『命令ではない。あくまでお願いだ。』

あなた『命令でないのであれば、部活動の顧問はお断りします。』

or

あなた『命令でないのであれば、美術部の顧問に限り引き受けます。』

パターン2

校長 『命令だ。何らかの部活の顧問にはなってもらおう。』

あなた『わかりました。それでは、何らかの顧問を引き受けます。ただし、**超勤4項目**にのっとり、**勤務時間外の部活動の指導は行いません。土日祝日も指導は行いません。**その旨は、校長先生から部活動の生徒と保護者に直接伝え、理解と了承を得て下さい。中教審の答申に、「校長は、部活動が勤務時間外に行われることができる限りないよう、管理・監督するように」と明記されていますので、保護者や生徒に伝えるのは校長先生の責務です。』

or

あなた『労働の訴訟で言うところの**黙示の残業命令**という概念から言えば、部活が勤務時間外に行われているという本校の実態がある以上、**私に部活の顧問を命令するということは、私に残業を命令するということと法的には同じことになります。つまり校長先生の命令は超勤4項目に抵触する法令違反となることになる可能性があります。**校長先生も公務員ですから、法令遵守の精神を尊ぶ義務があると思うのですが、どのようにお考えでしょうか。』

★その他の、色々な一問一答です。

校長 『本校は全員顧問制だから、全員に部活の顧問にはなってもらおう。』

あなた 『全員顧問制という制度を用いて、教員全員に部活の顧問をさせる法的な根拠はありますか？ないですよ。部活の指導が放課後や土日などの勤務時間外に及んでいる以上、私に部活の顧問を命令することは超勤4項目に反しているので不当な命令です。部活の顧問はお断りします。』

校長 『学習指導要領に「部活動は学校教育の一環」と書いてあるのだから、教師の責任として、あなたは放課後や土日に部活の指導をしなければなりません。』

あなた 『それは間違いです。学習指導要領よりも超勤4項目の方が法律として上位ですので、学習指導要領に「部活動は学校教育の一環」と書かれていたとしても、勤務時間外に部活の指導をする必要はありません。』

校長 『学習指導要領に「部活動は学校教育の一環」と書いてあるのだから、教師の責任として、あなたは部活の顧問をもたなければなりません。』

あなた 『それは間違いです。労働の訴訟で言うところの黙示の残業命令という概念から言えば、部活が勤務時間外に行われているという本校の実態がある以上、私に部活の顧問を命令するということは、私に残業を命令するということと法的には同じことになります。つまり、校長先生の命令は、本校の実態がある以上、超勤4項目に抵触する法令違反となることになる可能性があります。』

校長 『**教職調整額**の4%をもらっているのだから、あなたは部活の顧問や勤務時間外の指導をしなければならない。』

あなた 『それは間違いです。教職調整額とは、教師の勤務時間の内外に関わらず支給されるものです。つまり、教職調整額をもらっていたとしても、教員は残業をしなくてよいのです。ですので、教職調整額は勤務時間外の部活の指導を教員に命令する根拠にはなりません。教員に残業の命令できるのは、超勤4項目のみですので、部活の顧問や勤務時間外の部活の指導はお断りします。』

校長 『生徒のために、部活の顧問をするのが教師としての使命ではないか。』

あなた 『勤務時間外の時間は、私の裁量で使います。教材研究をしたり、十分な休息をとったりして、心身ともに元気な状態で生徒に接することこそが「生徒のため」であると考えています。』

校長 『部活の顧問にならないのであれば、なぜ教師になったのか。』

あなた 『授業を通して生徒が進路に困らないように学力をつけたり、居心地のよい安心して過ごせるあたたかい学級をつくったりするために教師になりました。教育課程外の部活の指導をするために教師になったわけではありません。』

校長 『あなただけが顧問をしないとすると、他の先生や保護者・生徒に示しがつかない。』

あなた 『示しがつく・つかないの問題ではないです。示しがつかなくなったとしても、それを教員、保護者、生徒に説明するのが「管理職」の職責ではないでしょうか。また、教員に残業を強いるのではなく、ブラックな部活のシステムを教育委員会に報告して改善を求めるのも「管理職」の使命ではないでしょうか。部活の顧問はお断りします。』

校長 『あなただけが顧問をしなかった場合、チームワークが乱れる。』

あなた 『教師に不当に部活という残業を強制することで生まれるチームワークに価値はないと考えます。ブラック企業のようなチームワークを作ることが管理職の仕事ではないはずで。校長先生には、サービス残業である部活を断る教師が浮いてしまうことのないような学校組織づくりをすることを望みます。』

校長 『部活の顧問をすることは意義深いし、勉強になるから。』

あなた 『確かにその通りですが、私は勤務時間外を部活の指導に拘束されるのではなく、自分の裁量で使います。また、部活の顧問をすることで私のワークライフバランスは大きく崩れ、残業時間は過労死ラインに到達することは確実です。』

校長 『夏休みなどの平日に部活の指導をせよ。』

あなた 『それを言われるのであれば、私は日々のすべての残業に対して、割り振りを要求します。(←つまり、2時間残業したら2時間の休みをもらう) 残業に対する割り振りの措置を、管理職である校長先生がきちんと行って下さい。その上で、割り振り、特別休暇や年休をすべて消化するにあたって支障のない範囲で、夏休みなどの平日に部活の指導にあたりますが、それでもよろしいでしょうか。』